

西ネグロス州バコロド市領事出張サービス（2026年3月11日（水）のお知らせ）

下記の日程で、西ネグロス州バコロド市において領事出張サービスを実施します。

この機会に当サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

なお、本領事出張サービスをご利用の方は事前に当館までメールもしくは電話でお知らせください。

※2025年3月24日以降の申請受理分から旅券が日本国内で作成され、当館まで配達されることとなるため申請から交付まで1ヶ月以上の日数を要します。つきましては、現在お持ちの旅券の有効期間が1年未満の方、すでに旅券を失効されている方におかれましては、この機会に旅券の申請をご検討ください。

※また在外選挙人証の登録申請は、受領まで1~2ヶ月を要しますので、在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに登録申請手続きをお願いします。

1. 日時：

2026年3月11日（水）8時30分～15時30分

2. 場所：

ACACIA HOTEL BACOLOD

Burgos Ave, Extension, Bacolod, 6100 Negros Occidental

3. 取扱業務：

（1）旅券の申請・交付（※事前に所定の手続きを済ませている方が対象となります）

領事出張サービスでの旅券の交付を希望する方は、**2026年1月30日（金）**までに当館領事窓口にて申請をしてください。申請の際「バコロド市領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

オンライン申請の方は、**2026年1月30日（金）**までに審査終了の連絡を受け取った方が対象となります。申請の際、通信欄に「バコロド市領事出張サービスでの交付を希望する」を必ずご記載ください。（通信欄への記載ができなかった場合は、1月30日までに必ず当館までご連絡ください。）

交付時には必ず**旅券名義人本人**が、窓口申請時にお渡しする「旅券関係引換券」または、オンライン申請の場合は受理番号がわかるものを持参の上、来場してください。また、必ず旅券名義人本人の現旅券原本（有効期限が切れていても必要）を持参してください。

お支払いは、現金（ペソ）のみの取り扱いとなります。釣り銭が要らないよう予めご用意ください。

※本領事サービスで旅券の申請をされる方は、後日、申請者本人が受領のため当館領事窓口まで来館いただく必要があります。

旅券申請に必要な書類は、以下のホームページをご確認ください。

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000289.html

(2) 各種証明書の申請・交付（婚姻用件具備証明、出生証明、婚姻証明等）（※事前に所定の手続きを済ませている方が対象となります。）

証明書の交付を希望する方は、**2026年2月27日（金）まで**に当館領事窓口にて申請をしてください。申請の際「バコロド市領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

オンライン申請の方は、**2026年2月27日（金）まで**に審査終了の連絡を受け取つた方が対象となります。申請の際、申請者備考欄に「バコロド市領事出張サービスでの交付を希望する」を必ずご記載ください。（備考欄への記載ができなかつた場合は、2月27日までに必ず当館までご連絡ください。）

交付時には**申請者本人**が、窓口申請時にお渡しする「証明書関係引換券」または、オンライン申請の場合は受理番号がわかるものを持参の上、来場してください。

お支払いは、現金（ペソ）のみの取り扱いとなります。釣り銭が要らないよう予めご用意ください。

※通常、当館で即日交付している証明書（在留証明、署名証明）について、本出張サービス時で申請された場合、即日交付は行えませんのでご注意下さい。

※本出張サービスで証明書の申請をされる方は、後日、申請者本人が受領のため当館領事窓口まで来館いただく必要があります。

各種証明書の申請に必要な書類は、以下のホームページをご覧ください。

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000180.html

(3) 戸籍関係の届出（※届出を希望される場合は、2026年1月30日（金）までにメールもしくはお電話にて当館までご連絡ください。必要書類等のご案内をいたします。）

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出が可能です（事前に届出にご記入いただき、メール等で記載内容を確認させていただく必要があります。）。

※書類に不足や不備がある場合は受理が出来ませんので、ご留意下さい。

各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧いただくか、当館領事班まで事前にお問い合わせください。

戸籍関係：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000277.html

(4) 在外選挙人の登録申請（※登録申請を希望される場合は、事前にメールもしくはお電話にて当館までご連絡ください。必要書類等のご案内をいたします。）

海外から日本の国政選挙に参加するためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。居住期間が既に3ヶ月以上、或いは3ヶ月以上となる予定の方で、日本国内最終住所地の市区町村役場に転出届を提出済みの方は、在外選挙人名簿登録の申請を行うことができます。

申請のためには、本人確認のため日本国旅券の提示が必要です。

（滞在許可の更新手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国またはフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、外国人登録証等）をお持ちください。）

なお、同居家族（日本国籍）による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下の在フィリピン日本国大使館ホームページにてご確認ください。

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000150.html

(5) 在留届・変更届・帰国届の提出

当館に在留届を提出済の方で、在留届の記載事項（住所・携帯電話番号・メールアド

レス等)に変更の生じた方は変更届、帰国予定の方は帰国届の提出が必要です。

これから新規で在留届を提出する方はオンラインで在留届を提出することが可能で
す。オンラインで在留届を提出すると、登録情報の変更や帰国・転出の手続きもオンラ
インでいつでもできます。

外務省オンライン在留届 (ORR ネット)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

4. 注意点 :

- (1) 領事出張サービス当日に**旅券**の交付を希望される場合は、**2026年1月30日**
(金)までに当館領事窓口に申請いただくか、オンラインで申請し 2026年1月30日
(金)までに審査終了の連絡を受け取った方が対象となります。領事出張サービスでの
交付を希望する旨を事前に当館にお知らせいただく必要があります。
- (2) 領事出張サービス当日に**証明**の交付を希望される場合は、**2026年2月27日**
(金)までに当館領事窓口に申請いただくか、オンラインで申請し 2026年2月27日
(金)までに審査終了の連絡を受け取った方が対象となります。領事出張サービスでの
交付を希望する旨を事前に当館にお知らせいただく必要があります。
- (3) **オンライン申請でクレジットカード納付を選択しても、当日はクレジットカード**
を利用できないため、クレジットカード納付は選択しないようお願いいたします。

(4) 交付時には、オンライン申請時に提出した書類の原本を必ずお持ちください。書類
の原本を確認できない場合、旅券または証明書を交付できませんのでご了承ください。

(5) 届出、在外選挙登録、在留届関連のお手続きの方は、本人確認のため日本国旅券
を持参ください。(なお、滞在許可の更新手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、
日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運
転免許証、外国人登録証等)を必ずお持ちください。)

(6) 旅券、証明書の手数料は、以下のとおりです。

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000284.html

お支払いは、現金(ペソ)のみの取り扱いとなります。お手数ですが、釣り銭が要ら
ないよう予めご用意ください。

5. 問い合わせ先 :

在セブ日本国総領事館

【電話】: (63-32) 231-7322

(電話受付時間 8:30~12:30、13:30~17:15)

【電子メール】: cebucoj@ce.mofa.go.jp

【所在地】: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

【2025年休館日】

<https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/files/100851227.pdf>

【2026年休館日】

<https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/files/100935770.pdf>